

検査制度に関する意見交換会合  
第1回議事録

原子力規制委員会

## 第1回 検査制度に関する意見交換会合 議事録

1. 日 時：令和2年8月27日（木）10:00～12:12

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室A、B、C

3. 出席者

(1) 原子力規制委員会

田中 知 原子力規制委員

山中 伸介 原子力規制委員

(2) 外部有識者（五十音順）

勝田 忠広 明治大学 法学部 教授

関村 直人 東京大学大学院 工学系研究科 教授

高橋 滋 法政大学 法学部 教授

米岡 優子 公益財団法人日本適合性認定協会 前専務理事・事務局長

(3) 原子力規制庁職員

金子 修一 長官官房審議官

古金谷 敏之 原子力規制部 検査監督総括課長

平野 雅司 国際室 地域連携推進官

武山 松次 安全規制管理官（実用炉監視担当）

門野 利之 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

杉本 孝信 安全規制管理官（専門検査担当）

岡村 博 検査監督総括課 係長

布田 洋史 検査監督総括課 検査評価室長

水野 大 実用炉監視部門 管理官補佐

小野 達也 実用炉監視部門 上級原子炉解析専門官

熊谷 直樹 核燃料施設等監視部門 統括監視指導官

高須 洋司 専門検査部門 統括監視指導官

大東 誠 専門検査部門 首席原子力専門検査官

小坂 淳彦 専門検査部門 企画調査官

村尾 周仁 専門検査部門 企画調査官

滝吉 幸嗣 専門検査部門 企画調査官

村上 玄 原子力規制企画課 課長補佐

(4) 事業者

玉川 宏一	原子力エネルギー協議会	理事
示野 哲男	原子力エネルギー協議会	事務局長
山中 康慎	原子力エネルギー協議会	部長
坂上 卓史	原子力エネルギー協議会	副長
磯部 僚太	原子力エネルギー協議会	副長
多田 雅彦	原子力エネルギー協議会	副長
近藤 佳典	関西電力株式会社	原子力事業本部 副事業本部長
桝本 晋嗣	関西電力株式会社	原子力事業本部 発電グループ マネジャー
山本 正之	東京電力ホールディングス株式会社	原子力・立地本部副本部長 兼 原子力設備管理部長 兼 原子力耐震技術センター長
星川 茂則	東京電力ホールディングス株式会社	原子力運営管理部 原子力運営管理部 保安管理グループマネジャー
横尾 智之	日本原燃株式会社	安全・品質本部 部長
新沢 幸一	日本原燃株式会社	フェロー
中村 義武	日本原燃株式会社	安全・品質本部 安全計画グループ 副長
米澤 秀成	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 課長
八木 理公	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 マネージャー
伊勢田 浩克	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 技術主幹
助川 和弘	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 嘱託
井坂 浩二	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 主査
黒石 武	原子燃料工業株式会社	熊取事業所 環境安全部安全管理グループ長
鈴木 瑞穂	原子燃料工業株式会社	東海事業所 環境安全部安全管理グループ長
亀崎 善紀	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	保安管理部 保安管理課 課長
内山 孝文	東京都市大学	原子力研究所 原子炉施設管理室 管理室長
三橋 偉司	東京都市大学	原子力研究所 アドバイザー
佐野 健一	立教大学	原子力研究所 管理室長
上田 辰己	立教大学	原子力研究所 保安監督者
浅葉 ひろみ	立教大学	原子力研究所 品質保証責任者

藤江 誠	東芝エネルギーシステムズ株式会社	原子力技術研究所	放射線管理室長
吉岡 研一	東芝エネルギーシステムズ株式会社	原子力技術研究所	原子炉主任技術者
蒲生 秀穂	株式会社日立製作所	王禅寺センタ	長
青木 裕	リサイクル燃料貯蔵株式会社	取締役	技術安全部長
白井 功	リサイクル燃料貯蔵株式会社	貯蔵保全部長	
千葉 一憲	リサイクル燃料貯蔵株式会社	技術安全部	技術グループGM
三枝 利家	リサイクル燃料貯蔵株式会社	品質保証部長	
成宮 祥介	一般社団法人日本原子力学会	標準委員会	委員
高橋 由紀夫	一般社団法人日本機械学会	発電用設備規格委員会	副委員長
高橋 毅	一般社団法人日本電気協会	原子力規格委員会	副委員長

#### 4. 議 題

- (1) 検査制度に関する意見交換会合について
- (2) 当面の検討課題について
- (3) 原子力規制検査の継続的な制度改善の仕組みについて
- (4) 原子力規制検査等の運用状況について
- (5) その他

#### 5. 配布資料

- 資料 1 検査制度に関する意見交換会合について
- 資料 2 当面の検討課題について
- 資料 3 原子力規制検査の継続的な制度改善の仕組みについて
- 資料 4-1 令和2年度第1四半期の原子力規制検査等の実施結果  
(令和2年度第19回原子力規制委員会資料抜粋)
- 資料 4-2 新検査制度の本格運用の状況について (実施状況と課題)  
(原子力エネルギー協議会資料)
- 資料 4-3 事業者検査に関する運用ガイドラインについて  
(原子力エネルギー協議会資料)
- 参考資料 1 原子力規制検査の継続的改善に向けた今後の取組について  
(令和2年度第9回原子力規制委員会資料抜粋)
- 参考資料 2 過去3年間の保安検査における指摘事項

#### <参考資料>

- 参考 1 原子力規制検査に関する文書  
([https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/guide\\_index.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/guide_index.html))

## 6. 議事録

○金子長官官房審議官 皆さん、おはようございます。それでは、これから第1回の検査制度に関する意見交換会合を開催させていただきます。

今日、司会進行を務めさせていただきます原子力規制庁の金子でございます。よろしくお願いいたします。

これまで、この3月までですかね、検査の見直しの検討チーム、あるいは、その下のワーキンググループの場を活用して、いろいろな議論を皆さんとさせていただきました。検査制度は4月から法律が施行になりまして、本格的に運用が開始をしておりますけれども、その機を捉えまして、また違う形で少し発展的に一つの場で皆さんで意見交換をするという形で、いろいろな課題あるいは改善点、それから実施の状況などについて、認識共有や検討を進めていければということで、この意見交換会合を設置したものでございます。大体、四半期に一度ぐらいは最低でも開いて、皆さんと情報共有、意見交換ができればというふうに考えてございます。

今日は、ウェブミーティングの形で多くの方に参加をいただいております。御協力ありがとうございます。少しコミュニケーションに支障があるケースもあるかと思っておりますけれども、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事は、今日、議事次第にありますように四つ予定をしております。あと、その他ということで、何か皆様からあればと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

配布資料に基づいて順番に議事を進めていきたいと思っておりますので、まず、議事の1、検査制度に関する意見交換会合、今日の会合の趣旨とか、これからどういうことをやっていきたいかというようなことについて、事務局のほうから御説明をさせていただきます。

○古金谷検査監督総括課長 では、事務局の検査監督総括課長、古金谷でございますけれども、まず、この会合の趣旨ということで、資料1に基づきまして簡単に御説明をしたいと思います。

ページをめくっていただいて、2ページ目に趣旨が記載してございます。本会合の趣旨でございますけれども、先ほども金子のほうからも冒頭、説明がございましたけれども、この4月から始まりました原子力規制検査の運用に関して、運用の中で様々な課題が抽出される、見つかるということがあろうかと思っております。その中での改善策というようなものを検討していくという中で、こういった公開の場で広く原子力事業者あるいは外部の有識者の方々から参加をいただいて意見をいただいて、具体的な改善策あるいは運用の変更というようなことを検討していきたいという場という形にしたいと思っております。

当面、課題として、後でまた資料2の中で御説明をしたいと思いますけれども、今年の3月までやっておりました検討チーム、ワーキングでも課題という形で議論させていただいた内容、これが、まだ解決していないものが幾つかございます。あるいは、事業者との面

談等でやってきたいろいろな技術的課題、そういったものもございますので、そういったものについて、こういった場で取り扱って意見交換をしていきたいということを考えてございます。

ですから、議題の設定によっては、かなり限られた人に対して出席をお願いするというようなこともあろうかと思えますけれども、柔軟に参加者については募って行って、先ほどのお話にございましたように、四半期に一度程度というような頻度で開催していきたいなというふうに考えてございます。

本会合の趣旨の説明は以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

特に御質問等があれば、次に当面検討していきたい課題というのを御説明させていただいた上で、御質問なり、あるいは、こういうことも扱うべきではないかといったような御意見をまたいただければと思えますので、続きまして、議事の2にあります当面の検討課題についても御説明をさせていただきます。

○古金谷検査監督総括課長 では、続いて3ページ目ですけれども、資料2というところがございますが、当面の課題について御説明をしたいと思えます。これは、先ほど申し上げましたように、これまで検討してきた内容も多く含んでございます。

まず、4ページ目でございますけれども、まずは(1)ということでございますが、制度改善の仕組みをどうしていくかというところでございます。これは、後ほど、また議題3のところでも少し、具体的なこれまでの検討のことも含めて御説明したいと思えますけれども、PDCA、制度についてのPDCAを回していくという中で、どういったインプットの情報を収集して選定していくのかというところ、それから、その情報をどう取り扱って、最終的に制度にどう反映させていくか。これは、いろいろなガイドあるいは規則、そういったものへの反映というものもあろうかと思えますし、運用上の中で広く周知していくようなものもあろうかと思えますし、あるいはハード的な手当が必要なものもあろうかと思えますけれども、そういったものをどういう形で手当していくかということを含めて考えていきたいというものでございます。

それから、5ページ目でございますけれども、(2)というところ、これは核燃料施設等の重要度評価手法というものでございます。この原子力規制検査、制度自体、アメリカの実用炉の検査制度に似たものという形をつくってございます。向こうでは核燃料施設には適用されていない検査制度を、我々として広く適用するという考え方で制度をつくらせましたけれども、今回、具体的には、重要度評価をどうしていくのかというところ、実用炉の考え方をそのまま当てはめるわけにもいきませんので、一定の考え方については4月1日までに整理してございますけれども、やはり、ここにも書いてございますように、各施設の特徴、特異性、それから事業者のパフォーマンスの評価の視点、それから規制のレベルというものも施設によって大きく異なりますので、そういったものを踏まえて、こういった重要度評価のあり方があるのかということについて、少し、これは特に核燃料施

設の事業者といろいろ意見交換をしながら詰めていきたいなというふうに考えております。最終的には、現行ございますSDPのガイドというものを見直していくという形になろうかと思えます。

三つ目でございますけれども、三つ目はPRAモデルの活用拡大ということでございますが、これは、これまで電力事業者を中心にPRAモデルの開発を行っていたものについて、我々のほうで、そのモデルを活用するに当たっての妥当性・適切性の確認を進めてきているという作業をしております。

これまでに、伊方3号機については先行モデルプラントという形で確認が終わっておるわけでございますけれども、事業者のほうで開発済みのものとして大飯の3、4、玄海の3、4、川内1、2、高浜3、4、柏崎の7号というものについては、既にPRAモデルの提示を受けているということがございますので、これについて速やかに、我々のほうで伊方3号機の確認した経験を踏まえて、適切性確認を進めていきたいというふうに考えてございます。

次のページでございます。6ページ目でございますけれども、(4)でございます。これは、横断領域の取扱いということでございます。これは、いわゆるクロスカッティングイシューということで、安全文化あるいは組織的な要因に関する懸念、事業者に対する懸念事項を検査にどう反映させるかということでございますけれども、これについては、NRC（米国原子力規制委員会）、アメリカのほうでも、今、彼らの中の検査制度そのものの見直しをしているという状況でございますので、我々、それをにらみながら、横断領域を我々の原子力規制検査の中でどう取り扱っていくのかというようなところについて考えていきたいと思えますし、それを重要度評価のほうにどう反映させていくのか、反映する、しないということも含めて考えていかなきゃいけないというところでございます。

それから、(5)横断領域に係るPerformance Indicatorの取扱いというものでございます。これは、後ほどATENA（原子力エネルギー協議会）さんからの資料にもございましたけれども、これについては、ここに少し矢印のほうで経緯を書いておりますけれども、平成28年に原子力規制委員会で決定した指示文書を出して、実用発電用原子炉に対してでございますけれども、保安検査における指標を収集するということが指示をしておりますので、そういった指標を、これまで3年間、収集をしてきたというところがございまして、これをどう活用していくかというところについて検証していきたいというところでございます。

それから、7ページ目でございますけれども、執務環境の整備というところでございます。検査官、特に事務所の検査官が適切に検査業務を行うというためには、一定の環境整備、それから研修での教育、それから倫理的な面でのケア、そういったものが広く必要になるだろうということでございまして、以前の検討チームにおいても先生方からも御指摘をいただいているというものでございますので、こういった点、どういう形で整えていけばいいのかというところについては、少し我々のほうで、現状どうなっているかということもこういった場でお示ししながら、こういった改善、あるいは、こういった運用のやり

方があるのかということについては意見をいただいて、改善を図っていきたいというふうに考えております。

それから、七つ目でございますけれども、これは技術的事項ということになります。これは、特に原子力事業者とこれまでも面談等で議論させていただいておりますけれども、「プレコンディショニング」あるいは「オペラビリティ」といったところでの考え方、運用の仕方というようなところ、それから、設置許可上、認められている解析コードを、さらに進化させたようなものが海外で使われているということで、取替炉心の安全性評価のコード、そういったものをどう活用していくのかと、それについての中身の確認を我々としてどうやっていくのかということについて、事業者と今後、意見交換をしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、あと、CAP活動に関しても、我々、今、PI&Rの検査、これは品質保証の検査でございますけれども、こういったところで活動状況について検査をしておりますけれども、そういった中で、やはり新しく始めているCAP活動ということもありますので、事業者によっていろいろ差異があるだろうということもありますので、そういった点、少し、この場で御議論できればなというふうに考えてございます。

あと、最後でございますけれども、8ページ目でございます。(8)というところがございますが、これは関係者とのコミュニケーションのあり方というものでございます。これも、以前、検討チームの中でも御議論させていただきましたけれども、地域の住民の方々あるいは自治体の方々、そういった関係者の方々、あるいは外部の有識者、そういった方々、関係者の方と、こういった形で検査の制度の内容、あるいは結果、総合評定も含めてですね、こういったコミュニケーションをしていくのがいいのかというようなことについて検討していきたいと思っております。

これは、特に、各施設の周辺地域について、我々としてはいろいろ取り組んでいきたいと思っておるわけでございますけれども、やはり地域のそれぞれの御事情がございますので、そういったものを踏まえながら柔軟に対応していく必要があるのかなというふうに考えておりますけれども、具体的な事例なんかも少し紹介できればと思っておりますけれども、そういった内容について御紹介して意見をいただければなというふうに考えてございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○金子長官官房審議官 それでは、議事の1と2について、事務局のほうから、今、考えていることについて御説明をさせていただきました。意見交換会合で取り上げるべき内容のスコープと申しましょうか、そもそもこの場をどういうふうに活用していったらいいかという基本的なことから、当面、課題として検討のテーブルにのせるべき課題というのを、今、考えている範囲で並べてございますが、これについても、抜けや、あるいは、こういう視点が必要なのではないかというようなことも含めて、皆様方から、これまでの議論も踏まえ、あるいは新しいものも加えていただくことも含めて、御意見などあればいただ



ればと思います。お気づきの点があれば、挙手をしていただきましたら私から御指名させていただきますので、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

ATENA、玉川理事、最初、お願ひいたします。

○玉川理事（ATENA） ATENAの玉川でございます。音声のほうは、よろしいでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、入っております。

○玉川理事（ATENA） よろしくお願ひいたします。

本日は、このような意見交換の機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。少し所感を述べさせていただきたいと思ひます。

この検査制度の導入に際しましては、これまで検査制度見直しに関する公開でのチーム会合、それとかワーキングの場、こういったものは、先生方や規制庁の皆様方と率直な意見交換ができる大変よい機会というふうに捉えてございます。この試運用期間を経て、今年4月からは本格的に新検査制度が運用されましたけれども、コロナの影響が多少出ておりますが、比較的スムーズな導入が図れたというふうに考えてございます。

ところが、こういった中でも引き続き検討すべき課題ですとか、あるいは運用開始以降の新たな課題、こういったものも出てまいります。そういったことから、このような意見交換の場は今後も大変重要な機会というふうに捉えてございます。

また、米国におきましても、ROPが導入されて以降、こういった意見交換の場が継続的に開催されておりまして、制度の改善に寄与しているというふうに伺ってございます。こういったものも参考にしながら、ぜひ、継続的に、こういった開催の場を設けていただければと考えてございます。

以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ATENAのほうで何か、こんなことも取り扱ったらいいのではないかとか、そのような御見解のようなものはございませんでしょうか。

すみません。先に玉川理事。

○玉川理事（ATENA） すみません。個別の議案については、それぞれ意見があると思ひますので、各所から報告させていただきます。

○金子長官官房審議官 分かりました。

関村先生、じゃあ、お願ひいたします。

○関村教授 関村でございます。聞こえますでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、聞こえております。

○関村教授 ありがとうございます。

まず、こういう会合ができていることにつきましては、検討チームに参加させていただいた者としてうれしく思っております。そこを御礼申し上げたいと思ひます。

それで、今、資料2のほうで当面の課題については御説明をいただいたところですが、検査制度が4月から始まって、検査制度の基本的な理念、これがそもそもうまく実現され

ているかどうか、これについては検証が必要であろうというふうに思っています。これはIRRSでも指摘された重要な点ですので、この点にもフォーカスを当てた議論がこの会合でも必要だろうと思っています。

具体的には、パフォーマンスベースの検査制度になっているかどうか、それから、リスクインフォームドであるかどうか、そのためにグレーテッドアプローチがきちんとできているかどうか、こういう理念がうまく実現をされているかどうか、これが必要だと思いません。それが核燃料サイクル施設に対してもどのように適用されていくべきであるか、こういうところをきちんと議論をしていかなくちやいけないと思しますので、まずは全体の原子力施設に対する検査制度の理念がどのようにうまく進むかどうかというところについて、検証していきたいというふうに考えています。

2点目が、これは原子力検査制度についてというお話もありましたが、検査制度は、先ほどATENAからもお話がありましたように、被規制者側がいる、事業者がいる、これは当然重要な点だというふうに思っていますが、それ以外にも、今回も御参加をいただいております学協会等であったり第三者の目というのは極めて重要です。それから、このような公開会合を進めていくという意味でも、自治体等をはじめ住民の方に、この制度がどのように原子力安全の向上に役立っているのか、これをきちんと示していくということが必要だろうと思えます。

そのようなステークホルダーの多様性ということをどのように考えていくかについては、先ほどコミュニケーションということがございましたが、一方で、ステークホルダーが多様であると同時に対象が多様である、それから情報も多様である、したがって、インターフェースをどのように取っていくべきかという観点から議論を進めていただければと思います。これは当面の課題の中にも十分含まれているというふうに思いますので、結構かというふうに思っています。

もう一点。この検査制度の中で役割を果たしていただく皆様、参画する方々です。これは、従前の検査制度の中で検査という業務に携わっていらっしゃった方が移行をしていくということになります。したがって、そのような方々の認識を変えていく、いわゆるチェンジマネジメント、これが極めて重要な役割になっています。したがって、規制庁のほうでは、訓練とか再訓練という点については御配慮をいただいているというふうに思いますが、これを受け止める側の事業者はどのように新しい検査制度に対して周知を図っているのか、あるいは、その中で第三者が果たすべき役割はどういうものであるか、これについても、この意見交換会の中で取り扱っていくことができればいいかなというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます。

特に、最初の点の、そもそもの制度の理念が実践されているかどうかを検証していくという点につきましては、今日の4番目の議題でも運用の状況を御報告、我々あるいは被規

制者側からさせていただく中で感じ取っていただく部分とか、その中で具体的に、こういうところが、まだできていないよというような指摘も出てくると思っていますので、それを、また皆さんにも共有させていただいて、どの程度進捗があるのか、あるいは、できていないことがどういうところで、それにアドレスをするにはどういうことを考えていかなきゃいけないのかというのは、ぜひ、継続的に、この場で御指摘をいただければというふうに思います。

それから、同様のことが3番目の御指摘の、我々あるいは被規制者の側の認識の変化、それに伴う実際の行動の変容みたいなものがどう実現されているのか、あるいは、それを促すためにどんな取組があるのかということについても、ぜひ、また、教育訓練をはじめとして、その実施状況であるとか、それから、それがどう達成されてきたのかというようなこともお示しをしたいと思えますし、今、先生のお話の中に学会のことがメンションされましたけれども、原子力学会のワーキンググループでは、ある意味、そういった目を含めて、我々の取組であり、被規制者の状況でありというのをレビューしていただいている活動を継続していただいておりますので、そういうところからもインプットをいただいて、脇から見ると、こういうふうに見えるよということを御指摘いただきながら改善につなげるというようなことも、ぜひ、させていただければというふうに思います。

○関村教授 ありがとうございます。脇からではない場合もあるかもしれませんが、しっかりとコメントをしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

ATENA、東京電力さん。

○山中部長（ATENA） ATENAの山中でございます。

○金子長官官房審議官 すみません。顔が見えなくて、どなたかが特定できず、失礼しました。

○山中部長（ATENA） いやいや、とんでもないです。音声、大丈夫でしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、入っております。

○山中部長（ATENA） それでは、ATENAのほうから、ただいま御説明をいただきました資料2の当面の課題についてということで、幾つか御質問とコメントという形でさせていただきたいと思えます。

今からお話する中身は、後ほど改めてこちらから御説明をさせていただく新検査制度の本格運用の状況についてというところとかぶるところもありますので、その点は御容赦いただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、通し番号の5ページ目のPRAモデルの活用拡大についてでございます。既にこの資料に記載されておりますとおり、既に提示をさせていただいているプラントが幾つかございますが、この辺りが、いつぐらいに適切性確認をされるものなのかといったところが我々の今の関心事ということでもございますし、なかなか時間がかか

るものだということは認識はしているんですけども、できるだけ早く確認をしていただきたいと思っておりますので、この辺、効率的に進めていただければというふうに考えてございます。

続きまして、その次の、通しページで言う6ページ目でございます。(4)の横断領域の取扱いについてでございますが、まず、この横断領域、今のところ、まだ、どのように扱うかということが決まっていないうことも書かれてございますけれども、この辺、いつぐらいを目処にこの辺をつくっていただけるのか、つくっていかうとされているのかという、その辺のスケジュールについて、少し情報がありましたらお教え願いたいなというふうに思っている次第でございます。これ、こちらとしても十分対応していかなければいけないということで、そのためにもスケジュール感というのは、あるといいなというふうに思っているというところでございます。

また、NRCでも整理中とかというお話、ここにも書かれてございますので、この辺について、どういうふうにフォローをされるおつもりなのかというようなことも追加で情報をいただければというふうに考えてございます。

続いて、同じく通しの6ページ目の横断領域のPIの取扱いについてでございますが、これにつきましても、やっていただけるということは大変ありがたいなというふうに思っておるんですけども、この辺も、いつぐらいまでを目処にというようなところがあると、ありがたいなと思っております。

続いて、あとは全般的な話といたしまして、この意見交換会、先ほど玉川理事のほうからもありましたとおり、大変ありがたい取組だとは思っているんですけど、昨年度まではチーム会合、ワーキングで、そのワーキングに上げるために個別の課題については、その課題ごとの面談とかを通じて議論をしたものが上がってきていたということで、大体、3階層ぐらい意見交換をする場が存在したと思っているんですけども、今回、今のところ、この意見交換会ということで一つにまとまってしまったということもあります。

それで、四半期に1回程度というのが意見交換の場として十分なのかということが若干心配な点でございまして、もう少し技術的な面とかについては、細かいレベルで打合せをさせていただくというようなことがあったほうがよいのではないかとこのように考えておる次第です。その辺は、個別に面談をお願いをすればよいのかもしれないけれども、その辺、どのようにお考えなのかということも少し御議論させていただければというふうに考えている次第です。

私からは以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

そうしましたら、いただいた順に、今、考えていることや見込みなどを少し御説明できたらと思うのですが、最初のPRAの関係ですかね。ちょっと別室にいますけど、布田室長、いますか。

○布田検査評価室長 はい、布田です。発言、よろしいでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、お願いします。

○布田検査評価室長 PRAモデルの適切性確認について、できるだけ早く効率的にという御意見、御質問をいただいております。PRAモデルの適切性確認については、3月まで伊方のレベル1PRAについて、伊方3号機を中心に実施をしてきておりまして、現在、その経験も踏まえまして、主に大飯と玄海、それとBWRについては柏崎刈羽について実施をしているということでございます。

実際の確認に当たっては、例えば、大飯と玄海を同じPWRプラントですから並行して実施をしたりですとか、あるいは伊方との変更点、相違点を中心に確認をするなどをして効率的に実施をしているという状況です。

いつ、これが終了するかについては、ちょっと現時点で、まだ、いつというのは出せないんですけれども、面談の中で新しい議論とかもございまして、いつまでということは現時点ではまだ言えないんですけれども、できるだけ早く効率的に実施していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○金子長官官房審議官 できるだけ、過去の経験を生かして効果的にやるということについては、方向としては御理解いただけると思うのですけれども。いずれにしても個々の、個社のモデルについて、それぞれ面談で中身を確認していくというような作業もございまして、その中で、また、スケジュール感とか、どういう論点があるのかというのは確認をしながら共有していければというふうに思います。

それでは、横断領域の関係、資料で言うと6ページの(4)、(5)ですけど、これは古金谷さんがいいですかね。

○古金谷検査監督総括課長 古金谷でございましてけれども、今、山中さんのほうから御質問があった横断領域の取扱い、どうするかというところで、スケジュール感というところは、正直言うと、まだ、具体的にこうというところがお示しできる状況ではございません。

アメリカの検討状況については、これは定期的にNRCの検査官がアドバイザーという形で我々のほうに来てもらったりしていたこともありまして、そういうところで状況について教えてもらったりとかということはしていたんですけれども、新型コロナウイルスの関係もありまして、少しそういう意味でのコミュニケーション、NRCとのコミュニケーションも、今、少し途絶えているというような状況でございます。

したがって、これはちょっと(5)のほうも含めてなんですけれども、横断領域、どういうふうにしていくのかというのは、個別の議題としても、できるだけ早めにですね、今回は、ちょっと課題ということで御紹介しただけなんですけれども、具体的に、こういう形でやっていきたいというものについては、次回の会合とか、そういう中でお示しできればなというふうに考えてございますので、もしばらく、ちょっとお待ちいただけないでしょうか。

ただ、いずれにしましても、(4)の横断領域を検査の中でどう取り組んでいくのかと

というのは、かなり大きな話でございますので、検討するに当たっても時間がかかるのかなというふうに思っておりますので、具体的なスケジュール感がどこまで示せるかということも少し検討したいと思っておりますけれども、そんなすぐに来年度から始めるとか、そんな形には多分ならないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○金子長官官房審議官 あと、最後に、会合の運営の仕方、あるいは準備の中での密なコミュニケーションをできるだけという御要望をいただいておりますけれども、被規制者の方々と事前にいろいろ事実関係を確認したり、あるいは実態を踏まえながら、こういう対応をしていこうということにつきましては、従来どおり面談のような形で一度、論点整理をさせていただいて、論点がある程度、見えてきたところで公開会合をさせていただくという形にしたいと思っております。

従来も、ワーキンググループであれ、検討チームであれ、公開でやらせていただいておりますので、そこを、もう2階層にせずの一つの公開会合の中で運用していければと思っておりますので。今回のように、ある意味、ワールドワイドというか、全ての方に必ずしも集まっていたかなくてもいい論点も、先ほど古金谷のほうから申し上げたように、ありますから、先ほど四半期に一度と、目処と申し上げましたけど、これは、恐らく最低、それぐらいはやってレビューをしていただくと。その間に専門的な議論で煮詰まったものがあれば、合間に会合を開いてやっていくというような形で進めたいと思っておりますので。あまり従来よりもコミュニケーションの頻度が落ちないようにというつもりで運用をしていきたいというふうに思っておりますので、また、それはいろいろ御要望をいただければと思います。

ほか、いかがでございましょうか。

勝田先生、お願いいたします。

○勝田教授 明治大学の勝田です。聞こえているでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、聞こえております。

○勝田教授 よろしく申し上げます。

資料について、書かれていることのコメントと、あと、書かれていないことについて1点、コメントしたいと思います。

書かれていること。まず、4ページについては、ある程度、関村先生と同じようなことになるんですが、やはり検査制度そのものの趣旨、理念というのを本当に理解できているのか。既に、もう実際に始まった後、いま一度、ちゃんと確認して、その上で継続的に改善する仕組みというのをちゃんと分けてほしいというふうに、これはコメントです。

2点目、核燃料施設の重要度評価についてなんですけど、六ヶ所の再処理工場やMOXの加工施設のことを考えると、かなり急がないといけないのではないかなという気がしています。十分なものをつくっていくことも大事なんですけど、少しずつ、できたものからいろいろ考えていくというふうに動きながら考えていくということも重要なのかなという気がしています。

そして、6ページの安全文化についても、これも先ほどの検査制度そのものの定義と同様に、安全文化そのものが本当に共通理解できているのかという確認は継続的に見てほしいというふうに思っています。

そして、最後、1点です。これは書かれていないことになるんですが、8ページのところにコミュニケーションのことが書かれていて、確かに、外部とのコミュニケーションは重要だと思います。特に7ページでは、いわゆる規制機関の中で、規制庁の中でのコミュニケーションということのように思えるんですが、やはり重要なのは事業者の、企業の中でのコミュニケーションというのがなかなか外部に見えなくて、もしかしたら内部での不透明さ、もしくは風通しの悪さが安全性の劣化を引き起こす状況もあるかと思っています。

一つの例としては、昨年9月の関西電力でお金に関するスキャンダルがあったわけですが、もちろん、あれをどう考えるかということも重要なんですが、一番重要なのは、あれが内部告発で表面的にあらわになったということだと思います。それは、やはり内部で何らかの風通しの悪さ、そのようなものがあつたために起こつたということを見ると、こういう公開の場で、どれだけ十分な議論ができるか分からないのですが、果たして企業の中で、どの程度、風通しのいいコミュニケーションが取れているかというのは、やはり外部から見えていかないといけないように思っています。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

最初の御指摘の点は関村先生と趣旨を共にするものですので、ぜひ、先ほどのように継続的にレビューをしていただけたらと思います。

それから、再処理とかMOXが許可が出る中で、核燃施設の重要度評価についても、あまり待っていないでというような御指摘をいただいています、それは、まさしく考え方は私どもも同じでございまして、若干、熟度は低いかもしれないけれども、運用できるものを用意していかなきゃいけないということで、今の、取りあえずSERPの中での評価をやっていきましょうという仕組みは、一応、受皿として設けておりますけれども、より実態の施設に即したものをつくり込んでいこうというような考え方ですので、つくり込みができたものは、つくり込みがある程度できたものとして、また適用していくというような形で運用していきたいというふうに思います。

それから、安全文化の話は、これ、なかなか検査の中でどう取り扱うかというのは悩ましいのですが、常に問題意識は検査官も持っておりますので、何かを見つけたときに、気づいたときに、その背景に何があるのかということについては、必ず検査官としては問題意識を持って検査に当たってもらうようにということについては、みんな共有をしております。

それを具体的な仕組みとしてどう取り扱っていくかというのは、また制度上の課題がありますけれども、そこら辺もうまく、忘れないように、あるいは仕組みとしてきちんと取り上げられるようなものとして、つくり込んでいければというふうに思います。

それから、最後にいただいた御指摘は非常に重要でありながら、なかなか検査制度の枠の中で取り扱うということができるといえるのかということも難しいところがありますけれども、事業者の内部でのコミュニケーションであり、内部で行われているコミュニケーションが外からどのように見えることができるのかということは、恐らく事業者の運営姿勢といいましょうか、そういったものと直結をしているかなというふうにも思いますので、これはちょっと、規制委員会として、多分、どういうふうに課題として取り扱っていいのかというのは、ぜひ、我々の中でも検討してみたいというふうに思います。ありがとうございます。

先ほど、関西電力さんから手が挙がっていたように。はい。

○近藤副事業本部長（関西電力） 関西電力の近藤でございます。音声、届いていますでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、聞こえております。

○近藤副事業本部長（関西電力） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

通しページの4ページにあります検査制度を継続的に改善する仕組みの中で、やはりインプット情報のお話が出ておりましたが、本日、ATENAから御説明いたします新検査制度の本格運用の状況についてでも御意見させていただく予定ではございますが、検査の試運用におきましては、振り返り面談検査結果だとか指摘事項について意見交換をさせていただいて、その議事録は公開され、事業者の意見の提出も可能でございました。

本格運用では、締めくくり会議におきまして事業者意見が聴取していただいておりますが、必要に応じて、やはり事業者の意見の提出も可能な運用とするよう、検査制度の改善に資するためにも、インプット情報の入手の制度の仕組みについては、現場レベルについても少し視点を広げていただいて入手方法というものを検討していただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

これは、あれでしょうかね、締めくくり会議、もちろん事業者との意見交換は当然させていただく前提なので、そういう中では声は拾い上げられると思いますけど、よりシステムチックに、そういうものがきちんと場として、そういう趣旨が含まれているのだということを確認にして運用してほしいというような趣旨だと理解すればよろしいのでしょうか。

○近藤副事業本部長（関西電力） 非常に細かい点にはなりますが、やはり意見を言葉でしっかりと文章化して交わすということも、後の情報入手の精度を上げるという点でも効果的だと思いますので、そういうことも必要に応じてさせていただきたいということで御発言させていただきました。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

もちろん、どんどん事業者の方に、そういったものをインプットしていただいたらと思いますので、ぜひ、それはよろしく願います。



高橋先生、すみません、手をずっと挙げていただいております、お待たせいたしました。よろしくお願ひします。

○高橋教授 聞こえていらっしゃるでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、聞こえております。

○高橋教授 すみません。11時に退室しなければいけないので、それまでに、ちょっと一言だけ。

1点だけです。当面の課題、今日の議論を踏まえて、また再整理されるというふうに思いますが、かなり複数ございますし、かつ、当面の課題ということでございますので、ぜひ、工程表というか、大まかな検討の目処とスケジュールみたいなものは、ぜひ、次回、示していただければありがたいと思います。やっぱり複数あって規制庁のキャパシティもおありだと思いますので、どのぐらいの目処で、どの程度、明らかにしていくのかというような大まかなものは、次回、示していただければありがたいと思っています

以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

まさに、我々も、まだ風呂敷をばんと広げただけの状態になっておまして、先ほどもATENAのほうからも、どれぐらいのスケジュール感でしょうかというような御質問もいただいておりますので、一度整理をして、全部が全部、1年以内ということにはならないとは思いますが、線表みたいなもので少し具体的なイメージがお示しをできるように整理をさせていただきます。御指摘、ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

もう一回、関西電力さん。

○榎本マネジャー（関西電力） 関西電力の榎本でございます。音声、いかがでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、入っております。

○榎本マネジャー（関西電力） すみません。先ほどの高橋先生、あるいはATENAからの個々の各論の議題の一つなんですけれども、資料2の通しページ7ページですけれども、当面の課題のうち（7）の検査に係る技術的事項の認識共有についてですけれども、特に、取替炉心の安全性評価における新たな解析コードの活用に関しては、これまで我々事業者から要望をお伝えしてきておまして、面談レベルでは規制庁さんと意見交換をさせていただいてきております。ですので、次回の意見交換会合において、規制庁さんから見解が示されるのかについて、ちょっと確認させていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

○金子長官官房審議官 御指摘の点は、これまでも議論を続けておりますが、別室に村上補佐はいらっしゃるでしょうか。はい、お願ひします。

○村上原子力規制企画課課長補佐 村上です。声、聞こえていますでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、大丈夫です。

○村上原子力規制企画課課長補佐 本件、面談でちょっと、どういう感じのコードを使

うとしているのかという事実関係のところは、お話をお聞きしてきたところです。これ、前回の公開のレベルのワーキングで申しますと、一体、どういう感じで確認をしていったらいいのかという議論のところでは公開上は止まっています、そこから辺から整理しつつ、あとは、この辺の何のためにこういうことをやるのかという目的論のところを少し事業者さんと我々でコンセンサスを取ったほうがいいと思いますので、できるだけ早い段階のところ、我々のほうから「こういう観点で我々は検査したいんだけど」という考えを示したいと思っているんですけども、まずは、どういう形で確認したらいいのかというところの議論を最初に、その前にやってしまったほうがいいのかなとは思っています。

以上です。

○榎本マネジャー（関西電力） 関西電力、榎本です。

ありがとうございます。先ほどおっしゃった、どういう場で確認していけばいいのかということに関してですけれども、面談なのか意見交換会なのかという、そういう御趣旨でしょうか。

○村上原子力規制企画課課長補佐 村上です。

あとは検査の現場でという選択肢もあると思うんですけども、その中で、事業者さんとしては、どういう形を求められているのかなというのも、一つ、お考えをお聞きしたいなと思っております。

○金子長官官房審議官 関電さん、よろしいですか。今の点についても、面談などで御要望といましようか、御希望なども聞きながら、少し、こういう形でできるのではないかという案をつくって、できれば次回の意見交換会合なりで対応のたたき台みたいなものがお出しできるようになればいいかなという感じがしていますが、先ほどのスケジュール感みたいなものも含めて、またお話しできればと思いますが、いかがでしょうか。

○榎本マネジャー（関西電力） 関西電力、榎本です。

ありがとうございます。承知しました。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

じゃあ、こちらから、田中知委員。

○田中委員 田中でございます。

本日は、外部有識者の方、また事業者の方、意見交換会に来ていただいてありがとうございます。ちょっと気になるのは、我々の新しい検査制度、アメリカのNRCで特に実用炉を例にして使っているんですけども、やっているんですけども、日本には、それ以外にもいろんな核燃料施設等がありまして、それらに対して、うまくいけるかどうかというのが一つ重要な点かと思えます。

先ほど関村先生からも、核燃料施設等に初期の基本的な理念がうまくいっているのかどうかとか、また、勝田先生からもSDPのところはどうなんだとか、いろいろと議論があったんですけども、また、それ以外にも恐らくいろんなガイドをつくっているんですけれど

ども、実用炉と共有しているところがあって、多分、検査官あるいは事業者のほうも、核燃施設に対して、これをどう適用するのかと、いろんなことで多分、悩まれているところもあるんじゃないかと思うんですけども、今日は、こういう場ですから、事業者の方から積極的ないろいろな意見をいただければと思うんです。

特に、電力関係はATENAさんがいらっしゃるから、まとめたの意見とかがあると思うんですけども、核燃料施設等にはそんなところがありませんので、できたら、代表的なところとして日本原燃さんとかJAEAさんのほうから、何か、こういうふうな課題についても検討してほしいと、検討したいとか、そんなことがあったら、ぜひ、遠慮なく言っていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○金子長官官房審議官 田中委員から、ちょっと振りがありましたので、ぜひ、原燃あるいはJAEA、あるいは加工事業者さんや大学の研究所等ございますので、よろしければ何か気づきの点、あるいは、こういうところがうまくいっていないよとか、お気づきの点があればと思いますけど、いかがでしょうか。

ちょっと人が小さくて、私が手を振っているのが見えていないだけだといけませんけど。JAEAさんは、実は映っていますけど、いかがですか。5人ぐらい、いらっしゃるのが見えています。

○米澤課長（JAEA） JAEAの米澤でございます。

○金子長官官房審議官 はい、お願いいたします。

○米澤課長（JAEA） 今、JAEAのほうでは、どうしても5ページの中の（2）にございます核燃料施設等の重要性の評価手法についてということで、こちらの部分、機構としましていろんな施設がございます。施設に応じたリスクの特殊性とか、そういった形での保安活動のあり方といったところを、ぜひ、規制庁様と御相談しながら、こちらのガイドのほうの見直しのほうに積極的に参加させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ぜひ、現場からの実務に対する声は、ガイドなどに反映をしますと、検査官のほうの行動も、より、それにマッチした形になっていくと思いますので、お気づきの点については、ぜひ、共有をいただければありがたいと思っております。

ほか、核燃施設関係、いかがですかね。何か、お気づきの点とか、こうしてほしいというようなことが、もし、おありになればと思いますけど。よろしいですか。

今回だけで別に全てが終わるわけでは、もちろんありませんので、また継続的に、お気づきの点なり御要望なり伝えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかには、ございますでしょうか。

山中委員、特に。

○山中委員 今日、まだ継続的な改善についての仕組みの話ですとか運用状況等、御報告があるかと思うので、それを伺って少しコメントあるいは質問をさせていただければと思

っております。

○金子長官官房審議官 それでは、先へ進めという御指示だと思いますので、次の議題のほうに、すみません、進ませていただきたいと思います。もし、また何か後ほどお気づきがありましたら、会合の最後にでも、また追加で御指摘いただければと思います。

それでは、議事の3番目で原子力規制検査の継続的な制度改善の仕組み、PDCAをどのように運用していくかというようなことについての考え方について。これは以前も議論しておりますけれども、ちょっと振り返りながら、今後、どういう検討をしていったらいいかということを考えるために御説明をさせていただきます。

古金谷さんからで、よろしいですかね。

○古金谷検査監督総括課長 資料3でございます。継続的改善の仕組みについてということでございます。

ページをめくって10ページ目でございますけれども、もう、今回は論点ということで、あと、11ページ目以降は検討チームで以前、御紹介した資料をつけているだけということで、これも、これから検討していきますという意味的示的なものでしかありませんけれども、ざっと御説明させていただきます。

10ページ目でございますけれども、継続的改善に係る論点ということでございます。これは、先ほどの議論にも少しございましたけれども、やはりいろいろインプット情報をもらっていく、収集していくということが重要かと思っておりますので、それをどう改善のほうにつなげていくのかという仕組みづくりについて、こういった場で御議論していきたいというものでございます。こういったインプット情報を収集して、それをどう活用すべきかと。

それから、後で参考資料のほうで御紹介しますけれども、以前、自己評価指標というものについて御提案をしたことがございます。これについて、我々がパフォーマンスを向上させるためには、どういうふうに、こういったものを活用すべきなのかというような点。

それから、運用上の課題ということになるかもしれませんが、やはり検査活動でフリーアクセス等でいろいろな検査官がいろいろな活動をするという中で、事業者の逆に安全活動に阻害、安全に逆に言うと悪影響を与えるようなことがないのかというような点も含めて、そういった点は、できるだけ排除して改善していくところを早急にやらなきゃいけないかなというふうに思いますけれども、そういった点について、いろいろインプット情報をもらって我々の中で検討していく、その仕組みを具体的ににつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

恐らく、これについては、今日、いろいろ御意見をいただいた上で、次回会合では、もう少し具体的な我々としての考え方をお示しして、具体的に御議論できればというふうに思っておりますが、今回は、まず論点というのを御紹介させていただいて、その後、11ページ目以降、これまで御紹介した内容をもう一回おさらいをしてコメントをいただければと思います。

11ページ目以降でございますけれども、以前、検討チームで御紹介した内容でございます。

めくっていただいて12ページ目でございますけれども、これはアメリカNRCの自己評価プログラムということで御紹介をしておりますけれども、これは、NRCの活動原則に沿った形でパフォーマンス指標というものをつくって、それによって評価をしているという、そういう仕組みがございますので、それに倣って、次のページ目以降、一度、御提案したというものでございます。

13ページ目のところは、規制委員会の活動原則というものがございまして、五つの柱になってございますけれども、独立した意思決定、実効ある行動、透明で開かれた組織、向上心と責任感、それから緊急時即応という、この五つの活動原則がございまして、これに沿った形で自己評価のための指標をつくってはどうかということで御紹介したものでございます。

14ページ目以降は、これは改善プロセスの全体像ということでございますけれども、基本的には、インプット情報をもらって、こういった基本原則、活動原則に沿った形で評価を行って、具体的な活動改善につなげていくということかと思っております。

15ページ目のところは、いろいろな情報収集のパターンがあるだろうということで紹介してございますけれども、我々の中からのインプット、事業者からのインプット、それから第三者という形での海外、学協会、有識者、知見、公衆というようなところからのインプットというものを踏まえて改善をしていくべきだろうということでのインプットの情報について御紹介しております。

16ページ、それから17ページ目は、インプット情報をどう仕分して評価していくかという大きな流れでございますので、詳細は割愛したいと思います。

18ページ目以降が自己評価指標というもので、以前、御提案した内容でございます。

具体的な指標は、19ページ目から具体的なものを示してございます。1-1ということでフリーアクセスの有効性、それから1-2、検査指摘事項の根拠が明確であるかどうかというような視点での評価。

それから、20ページ目でございますけれども、こちらのほうは2-1ということで、これは、すみません、ちょっと紹介を忘れましたけれども、独立した意思決定という基本理念に沿った形で指標を整理しているというものでございますけれども、活動原則に沿った形でございます。

2、20ページでございますけれども、20ページは2. 実効ある行動という二つ目の活動原則に沿った形での指標を御提案したというものでございますけれども、基本検査のプログラムがしっかりできているかどうか、100%できているかどうか、それから、追加検査をした場合にタイムリーにできているかどうか。

それから、2-3としては、本庁管理職が現場の視察というものを、ある程度の頻度で行っているかどうか。それから、スクリーニングの完了ということで、これは、パ

フォーマンズの劣化、欠陥を特定したときから、ある一定期間、3か月というのを目安にしておりますけれども、そういった期間で終わられているかどうか。

それから、22ページ目では、緑を超える指摘事項の判定というものも3か月以内にできているかどうかというようなどころについて、御紹介をさせていただきました。

23ページ目が3.ということで、透明で開かれた組織というところでございますけれども、報告書を発行しているかどうか、それから、3-2で言うと、検査結果あるいはパフォーマンス指標結果の公表がちゃんとできているかどうか。

24ページ目は、こういった会合でございますけれども、会合の開催の頻度、その結果の掲載というものができているかどうかというようなどころがございます。

25ページ目が向上心と責任感というところに基づく自己評価指標でございますけれども、検査指摘事項等の共有ということで、これが我々の中で検査官会議あるいは定例の報告会議等で共有できているのかどうか。それから、運転経験の最新知見の共有、収集というものができているかどうかと。

それから、26ページ目は教育というところでございますけれども、検査官の資格が適切に運用されていて、3年ごとの資格延長に関しての必要な研修、訓練というものができているかどうかというようなどころについて記載がございます。

最後、27ページ目が緊急時即応という関係でございますけれども、事故トラブルが発生したときに、必要に応じて我々、特別検査というものを行うことになるわけですが、そういったことを行った場合に適切に行われているかどうかというところについての評価指標ということで、こういった幾つかの自己評価指標というものを御提示したというところでございます。

これについては、第1四半期の運用が終えて、今、第2四半期を運用しているという中でございますので、そういった運用状況も踏まえて、こういった指標のあり方がよいのかというようなどころについては、少し考えていかなきゃいけないかなと思っております。

この検討チームで御紹介したときには、三つのカテゴリーに分けて、現状維持でいい、それから要検討、要改善というような形で、ある程度、指標に基づいて、その数値が悪ければ改善していくということをやっていたわけですが、場合によっては、現状維持でいいとしても、やはり改善したほうがいいんじゃないかというようなことも出てくるかもしれませんし、ここの運用をどうするかというところについては、あまりリジッドに、こういった三つのカテゴリーに分けてやるということもどうなのかなというふうに、今、私、個人的には考えているところでございます。

いろんな改善要望があれば、まず、初期の制度の最初の頃でございますので、どんどん、改善できるものは、こういったカテゴリーにとらわれずにどんどんガイドを変えていく、あるいは運用を改善していくというようなやり方もあるのかなと思っておりますので、そういった観点も含めて、また次回、具体的に御議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○金子長官官房審議官 少し以前の議論の振り返りの部分が多いのですが、今日は特に皆さんに御参加をいただいていますので、先ほど関西電力のほうからも事業者のいろいろな気づきとか指摘みたいなものをうまく聞いてほしいというなお話もありましたし、指標のところは、これ、インプット情報の一つでしかなくて、それで全てが動くわけではないのですが、ある程度、システムチックに物事を見ていくために、それから定点観測をしていくというためにも、客観性のあるものはやっぱり持っていたほうがいいだろうというようなことで、そういう形にしております。

ですから、この資料の中の15ページにあるインプット情報の収集というところで、いろんなものを並べさせていただいておりますけれども、こういう場でこういう声を聞いたらいいいんじゃないかとか、こういうものも活用したらいいんじゃないかというようなアイデアも、もちろんそうですし、それをどのように仕掛けとしてうまく取り込む仕組みをつくっていくのかというような視点でもそうだと思いますけれども、皆様から何かお気づきの点が現段階であれば、それを伺って、先ほど古金谷の御説明であったように、次回ぐらいには、我々として、こういう仕組みで、まずは運用していこうと思いますというのを御提示をさせていただければというふうに思っております。

お気づきの点などあれば、いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、関村先生、お願いいたします。

○関村教授 関村でございます。

15ページのところにある進め方は非常に適切だと思うんですが、検査制度を設計するに当たって海外、特にNRCの方にはアドバイザーとしていろんなコメントをいただいた。しかし、この4月以降になるんでしょうか、やっぱりコロナの影響でなかなかそれが難しいと言われたんですが、それを継続的に進めていくということ。さらに、発電炉だけではなくて、アメリカの基本的な考え方からすると、核燃料サイクル施設というのをどういうふうに考えていくべきかということまで含めて、議論をしていくということが必要だろうと思います。それは、もう入っているんだろうと思いますが、ぜひ、そこはお願いをしたいということです。

それから、古金谷さんが最後におっしゃいましたが、このような評価をした結果をガイドに反映していくということをおっしゃっていただいたんですが、その上に実施要領があるわけですね。実施要領も含めてのことだと思うんですが、実施要領に従ってきちんとできているんですかということ、当然、評価されるべき項目だと思いますし、先ほどの関西電力さんからのコメントのところを考えると、例えば、締めくり会議というのがきちんと明示されていて、実施要領には。その中には「事業者からの意見を聴取し、検査報告書に記載する」となっているわけですが、それを拝見したところ、そのように完全になっているとは言いがたい面があるというふうに見えました。

実施要領を、どのようにうまくできているか。でも、そこには課題があるから改善をし

ていく。ここを、どういうふうに仕分をしていくかということについて、議論をもう少し明確化していただくことも、次回以降、お願いをしたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

1点目のNRCのほうは、環境が許す範囲で、今までも大体、半年に1回ぐらいは、こちらに来ていただいて、一月ぐらい滞在をしていただいて取組状況を見ていただいていますけれども、NRCにも協力の継続をお願いしておりますので、時期がうまく設定できれば継続していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の実施要領との関係も、まさしく御指摘のとおりで、フィードバックをする先は別にレベルは関係ございませんので、将来的にどうなるか分かりませんが、法律も直さなきゃいけないということになれば、そういうことも考えなければいけないでしょうし。

それから、先ほどのインプットをしっかりと聞くように、要領上、なっているけれども、それがちゃんと運用できているのかということも非常に大切な視点だと思います。先ほどの関西電力さんからの御要望も、そういうことと関係があると思いますので、そこは、よく見ていきたいというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

ATENA、山中さんかな。はい。

○山中部長（ATENA） ATENAの山中です。

これ、前回のチーム会合のときにもコメントをさせていただいた中身ですし、あと、一番最初に関村先生からお話があった点かと思いますが、そもそも原子力規制検査、リスクインフォームド、パフォーマンスベースであると、が基本的なコンセプトだと思いますので、それがはかれるような指標というものも設けていただきたいなということを、前回のときもお話しさせていただきましたけれども、今回も改めてコメントさせていただければと思っております。

僭越ではございますが、例えば、グリーン以下ということになったものに対して、どの程度、検査官の方のリソースが割かれたかとか、そんなようなことが入ってくるといいのかなと思ったりもしますが、その辺は詳細に中身を御検討いただいた上で、また御議論させていただければと思います。

すみません。私からは以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

御指摘は、よく問題意識を共有するものでありまして、どうやってパフォーマンスベースやリスクインフォームドが実践されているかというのを形で表すのかというのは非常に難しい、あるいは、それを実際に表せる数的なもの、あるいは捉えられる具体的なものというのがあるのかどうかというのは、ちょっとこれからも考えていきたいと思いますが、御提案のあったような、ある意味、軽微な事案にどれぐらいリソースを割いたかというの



も、逆に申し上げると、優良な現場においては、そういうものしか時間を割く対象がきつとないということもありますので、それが本当にリスクインフォームド、パフォーマンスベースになっているのかということも、ちょっと、表しているかどうかを、よく検証しながら考えていかなければいけないかなという感じもいたしております。

ちょっとこれは多分、継続的に検討が必要で、最初から全部の指標が全て100%そろっているということでもないのかもしれないので、そこら辺は、ちょっと段階的に考えさせていただければという感じが私自身はしております。

ほかはいかがでしょうか。

勝田先生、お願いいたします。

○勝田教授 勝田です。聞こえているでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい、聞こえております。

○勝田教授 説明、ありがとうございます。

基本的には、この、前回出た話でありますし、これに対して特に問題点を感じるものはありません。やはり、感じた印象としては、確かに指標を可能な限り考えていくことも重要なんですが、別な視点から言えば、指標をつくることにあまりこだわり過ぎると、最終的には、その指標を達成することだけにお互いの目が向きがちになってしまって、気がついたら今回の新検査制度の以前の状態の、何かチェックリストを設けて、それをチェックするだけのことになりかねないところがあるので、そこら辺は、やはり、本当に、言うのは簡単で実際にやるのは難しいんですが、念頭に置くべきだと思っています。

それに関連してですが、例えば仮に指標をつくったとしても、弊害化する可能性が非常に大きくて、例えばウェブサイト公表という話もありましたが、重要なのはそれを知らせることであって、ウェブサイトに提示することではないわけですから、気がつくとしても提示して終わりという話になってしまって、重要なのは、本当にそれが伝わっているのかということなので、それは一つの事例でしかないのですが、そういうふうに、皆さん、真面目なので、どうしても見た目の達成にこだわるところがあるんですが、そもそもの目的は何かというのを、やはり忘れずにやるのが本来のことだと思っています。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

まさに、その点を考えたいというのが今日の資料の10ページの、例えば②の指標は本当に意味のある指標として、我々の仕事によりいいものになる指標として活用できるのかと。したがって、アウトプットを計測することは幾らでもできるのですが、それが何を意味しているのかということ、ちゃんとよく考えないといけないと思っております。

そういう目で、ぜひ皆様方からこれを見ても意味がないんじゃないとか、これが向上することに何の意味があるんだろうかというような御疑問なり、あるいはこういうのも見るべきじゃないか、今のような、例えば勝田先生のおっしゃられた、伝わっているのかどうかということ、じゃあ、どのように捉えたらいいんだろうかというようなことも含め

て、また少し我々も議論を深めていきたいなと思っております。

ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また、これもちょっと継続的に検討を進める必要がございますので、また次回も少し我々から具体的な形として御提案できるように議論を進めて、また皆さんと議論をさせていただければと思っております。

それでは、議事の4番目、ここまでの四半期ぐらいを運用した段階での原子力規制検査等の運用状況についてということで、先日、私どもとしては委員会の場の、公開の場で報告をさせていただいた資料をつけさせていただいておりますのと、それから事業者の側からも少しインプットいただいておりますので、それについて御紹介をさせていただきます。○古金谷検査監督総括課長 検総課長、古金谷でございますけれども、資料4-1でございます。これは、今、金子のほうから話がございましたけれども、8月19日、先週でございますけれども、第1四半期の規制検査の結果について、委員会のほうに御報告したというときの、その資料でございます。ページとしてはそんなにたくさんではないんですけども、一応、原子力規制検査第1四半期が初めて終わって報告したということでございましたので、その内容をこちらでも御紹介させていただければと思っております。

検査の実施状況というところでございますけれども、これは、年間の一応計画ということで、サンプル数というものを年度初めに決めてございますので、それに対して、じゃあ、第1四半期でどれくらい進捗したのかということの説明したものでございまして、29ページ目の(1)のところの3行目には、年間計画のうち32%ということで書いてございます。これは、別紙1、ページでいうと32ページを御覧いただければと思いますけれども、それぞれの施設における、これは日常検査、規制事務所が行う事務所の検査官が行う検査というところでございますけれども、それについて、年間のサンプル数のうち第1四半期でどれくらいのサンプル数の検査が実施できたか、それを割り算にしてパーセントに示しているというものでございまして、おおよそ3分の1程度というようなところで進捗、平均するとしているということです。

第1四半期ということですので、基本的には25%ぐらいやっっていれば順調に進んでいるというところなんですけれども、それ以上ということで、こちらの日常検査のほうはおおむね順調に進んでいるのかなというところがございます。

一方で、本庁の検査官が中心になって実施するチーム検査、こちらのほうは別紙2ということで、34ページ目を御覧いただければと思いますけれども、こちらのほう、年間の令和2年度、それぞれ縦軸のほうに検査ガイドの内容を書いておりますけれども、第1四半期、第2四半期、第3、第4という形で、どの四半期にどのサイトで検査をするかということ、計画として年度当初に立てたわけでございますけれども、実際、実施できたのが赤い色で記されている施設でございまして、多くの黒いままになっているもの、これについては実施できなかったというところでございます。

したがって、これは新型コロナウイルスの影響がやはりございまして、特に4月、5

月、緊急事態宣言が出ている間は、我々、基本的に東京からの検査官の出張というものを全て控えました。その関係もありましたので、多くのチーム検査については実施できなかったというところがございます。

緊急事態宣言解除後は、我々も事業者の状況、各自治体の状況、そういったものをにらみながら、可能な範囲でチーム検査を再開して、その後、進めてきたというところがございます。

したがって、チーム検査については、なかなか年度計画どおり、今はっていないという状況でございますけれども、今年度中に取り返せるものは第2四半期以降できればと思いますし、一部の検査、特に放射線防護の関係の検査は、これはガイドでも2年に1回、各施設で行うということになっておりますので、場合によっては、もう翌年度にずらすというようなことも考えていきたいというふうに考えてございます。

以上が規制検査の実施状況ということでございます。

具体的に、29ページ、指摘事項でございますけれども、原子力安全の関係でいうと2件ございました。

内容は、さらっと御紹介しますが、女川の発電所で作業員が内部被ばくしたというものでございます。被ばくの線量自体は大した量ではございませんでしたので、計画されていない、意図しない被ばくということがございましたので、重要度評価としては緑、一番低いレベルの指摘事項ということでございます。

それから、美浜3号機の海水ポンプの自動停止というものでございます。こちらについても同じく、これは海水ポンプということで、熱除去に必要な重要な施設ということもございましたので、停止した時間は短うございましたけれども、指摘事項として緑という形にしてございます。こういった指摘事項が2件ございました。

ページめくっていただきまして、30ページ目でございますけれども、そこで記しているのはグッドプラクティスということで、新しい検査制度になりまして、少し我々のやり方、従来の保安検査と変わってきたというところもありますので、2点ほど御紹介しておりますけれども、一つは島根原子力発電所で、検査官が日常的に保安活動を、事業者の保安活動を見ている中で、オリフィスプレートの逆付けのものを発見したということの報告が事業者の中でなされて、その情報をほかの事務所にも共有して、他事業所でも同じような事象が発見されたというものでございます。

二つ目は、美浜3号機の、先ほどの指摘事項に関連するものでございますけれども、原因究明に関して、規制事務所の検査官のほうでいろいろな現場調査、あるいは過去の履歴といったものを調べまして、踏み込んだ形でいろいろな原因究明を行って、そういった我々の考えも事業者のほうに伝えて、事業者の調査にも役立ったというところがございます。

それから2.のところ、これは核物質防護の関係の検査結果ということでございます。こちら指摘事項としては一つございまして、福島第二原子力発電所におきまして、周辺防護区域の設定というところでの指摘事項が1件ございました。

あと、下のほう、福島第一原子力発電所の検査結果ということでございます。こちらも、原子力規制検査という枠組みではありませんけれども、類似の検査ガイドを用いて検査をしたというところがございます。その結果を御紹介しておりますけれども、指摘事項としては、特に確認されなかったということでございました。

こういった検査結果という形で、第1四半期は終えたということでございますけれども、第2四半期も、今、各事務所、それからチーム検査ということで現在進行しているというところがございます。また、9月の末で第2四半期終了しますので、同じような形で結果を取りまとめて公表するようにしたいと思っております。

これは、あと、この資料以外に当然各施設の検査結果報告書というものがまとめられておりまして、それについては我々のほうのホームページにそれぞれの施設ごとに掲載しておりますし、あと安全実績指標、計画外停止の回数だとか、そういった幾つかの安全実績指標、これの運用を始めてございますけれども、これについても各事業者から提出いただいたものを取りまとめたものはホームページのほうに掲載をしております。安全実績指標については、特に指摘するようなものはなかった。全て緑レベルということでございましたので、ここで御報告をしておきたいと思っております。

説明のほう、以上でございます。

○金子長官官房審議官 それでは、運用状況という意味では、事業者側からいただいている資料も併せて御説明いただいた後で、皆さんから気づきなどをいただければと思いますので、資料4-2の関係等、ATENAのほうから御説明いただけますでしょうか。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。資料4-2について御説明をさせていただきます。

スライドの、まず、通しページで41ページ目ですけれども、この4月から改正炉規制法の施行及び原子力規制検査が開始されたということでございますが、事業者といたしましては、昨年度までのチーム会合、ワーキングですとか、試運用、こういったものを踏まえて、この原子力規制検査に対応する活動体制の構築や必要な社内文書の整備、こういうような準備を行ってまいりまして、何とかこの4月の本格運用を迎えることができましたというふうに、まず整理させていただいております。

矢羽根の三つ目ですけれども、その4月の運用開始以降でございますが、先ほど申し上げた体制ですとか、文書に基づいて活動をしておりますけれども、今後の取組として事業者の各プログラム、パフォーマンス監視・評価だとか、CAP、コンフィギュレーション管理、こういうものを継続的に改善していくということが必要だというふうに現在感じておりますし、リスクインフォームド、パフォーマンスベースの意識を現場の隅々にまで定着させていく、こういったことが重要だというふうに考えているところでございます。

まだ4か月程度の運用でございます。仕組みはつくったものの、やはり現場への定着といったところがこれからの課題というふうに認識しているということを、ここで取りまとめさせていただきました。

あと、スライドの42ページ、43ページ目で、事業者の取組の実施概要、そして検査の運用及び制度に関する課題ということで、この4か月でのこちらとして課題と思っているようなところ、その辺を44ページ、45ページに取りまとめさせていただいておりますので、順次御紹介させていただきたいと思っております。

まず、42ページ目でございます。事業者の取組の実施状況ということで、まずパフォーマンスの監視・評価についてでございますが、「安全実績指標に関するガイドライン」、及び「共通自主PIに関するガイドライン」というものを事業者はつくってまいりました。これに基づきまして、必要なPIを現在採取しているということでございまして、この共通なもの以外にも各社独自でPIを設定して、採取、監視を行っているという状況でございます。

これらを踏まえまして、今後、進めていかなければいけないことということで感じておりますのが、この採取したデータのPIの監視・評価、これらを踏まえて改善点を抽出していくということ、そして、それらを継続的なパフォーマンス向上につなげていくと、こういったところが重要であろうというふうに考えておりますし、この辺りを今後も粛々と進めていくというふうに思っております。

続いて、CAP活動についてでございます。CAPにつきましても、「CAPシステムガイドライン」というものを策定して、事業者共通で進めてございますが、この中身というのは、従来、事業者が進めておりました活動よりも、より広範囲な情報を収集して改善事項を抽出していくと、それに関して重要度も考慮して、是正措置の検討を行うという内容になってございます。これを現在、進めてきておるわけですが、現実ベースとして、このプラントの安全性向上に有効なCAPになるように、さらにこの活動を高めていくということかというふうに考えてございます。

ここで言っているのは、低いしきい値でデータを採取するようになりましたので、このCAPに上がってくる数というのは増えてきておりますけれども、これらをいかに安全性向上につなげていくかといったようなところに、今、今後取り組んでいこうということでございます。

43ページ目のほうに移りますが、コンフィギュレーション管理につきましてですけれども、設計要件を整理いたしました設計基準図書、DBDと呼んでおりますけれども、これの作成に取り組んでまいりました。また、事業者共通のプロセス要件を整理した「コンフィギュレーション管理に関するガイドライン」、これも作成いたしまして、設計管理プロセスを構築してきているというのが現状でございます。

今後ですけれども、引き続きこのDBDの作成、充実を進めていくということが一つやっけていかなければいけないことでございますし、もう一つは、この設計要件を理解した業務が実施できるように現場教育ですとか、プラクティスの共有を図っていくということが必要かと思っております。

続いて、リスク情報活用につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、先行プ

ラントでのPRAモデル高度化が進められておりまして、これらを各プラントのPRAモデルに資するように情報共有を図っているところでございます。

引き続き、PRAモデルの高度化、各社で行っていくとともに、その海外の状況も踏まえて、その質の維持というものも今後、進めていくということになろうかと思っておりますし、PRAから得られたリスク情報も活用した発電所のリスクマネジメントを実施することで、発電所の安全性を高めていくと、このようなことが今後の活動になろうかと思っております。

最後、後ほどまた御紹介をさせていただくものではございますが、事業者検査の運用ということで、この新検査制度に当たりまして、これまでの使用前検査等々の検査が事業者検査になってございます。ですので、「事業者検査に関する運用ガイドライン」というものを策定いたしまして、これに基づいて各社共通で事業者検査を実施してきているというのが現状でございます。

今後ですけれども、この事業者検査の実績ですとか、運用上の気付き、こういったようなものを共有することで、引き続き、このガイドラインそのものの改善、あとは事業者検査そのものの改善、こういったものを実施していくということが重要かと思っております。

以上が、事業者の活動、これまで進めてきた活動の振り返りになってございまして、続いて、44ページ目、45ページ目で、検査そのものを通じての事業者として抽出した課題というものを示させていただいております。

まず、44ページ目の1点目でございますが、フリーアクセスでの検査ということで、課題としてこちらが考えておりますのが、検査準備におきまして、許認可資料の提出を検査官のほうから依頼されて、許認可資料ですとか、工認資料を書面で提出したというケースがございます。

これらにつきましては、事業者からは既に提出させていただいているものでございますので、必要な場合は本庁内で入手していただきたいというのが事業者としての意見になってございます。

2番目が、SDPへのPRAモデルということで、先ほど御回答いただきましたので、ここは割愛したいと思います。

三つ目、事業者への意見聴取方法、これも先ほどの話になろうかと思っておりますが、まず、試運用段階で四半期ごとの振り返り面談とか、検査結果、指摘事項について意見交換をさせていただいております。これらについては、議事録は公開されて、事業者意見の提出も可能ではございました。本格運用が始まりました以降は、締めくくり会議で事業者意見というものは聴取されるんですけども、コミュニケーションが不足いたしますと検査結果について規制庁殿との認識に差異がある状態で検査結果が公開されてしまうという、そういう可能性があろうかというふうに思っております。

ですので、事業者の意見といたしましては、この検査結果とか、指摘事項については、

締めくり会議のような場で意見交換とか、聴取が不足しないように、必要に応じて事業者意見の提出も可能な運用とするなど、コミュニケーションが図れるようにしていただきたいという内容でございます。

続いて、45ページ目でございますが、旧保安検査における指標の収集ということで、これも先ほどお話をさせていただいた中身で、もう既に御回答いただいておりますので、割愛したいと思います。

続いて、最後、46ページ目でございますけれども、まとめでございます。事業者といたしましては、4か月余りたって、検査における課題の抽出を行ってまいりましたと、事業者の取組については今後も継続的に改善を行ってまいります。検査の運用とか制度改善に関する課題につきましては、引き続き意見交換をさせていただきたいということで、まとめさせていただきます。

私からは以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

それでは、規制機関としての実施状況の話と、事業者、非規制者、これは実用炉を中心ですけれども、このような状況にあるということで、情報共有をさせていただきました。

核燃施設関係のところから、こんな気づきがあったとか、こんなことが困ったというようなことを共有いただくことも、もちろん結構ですし、今、御説明あった内容についての気づきやコメントなどもいただければと思いますので、少し御参加の方からいろいろ御意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

じゃあ、関村先生、最初をお願いいたします。

○関村教授 関村でございます。御説明、ありがとうございます。

規制庁のほうに1件の御質問とコメントをしたいのと、事業者のほうにも1件コメントさせていただきたいと思います。

規制庁のほうは、39ページのところでございます。先週の規制委員会の場でこの資料も含めまして、規制事務所の方々からも御説明があつて、非常によく進んでいるなというふうに思うんですが、それを検査制度の範囲でグッドプラクティスというふうに、いかに評価すべきかという点について御質問をさせていただければと思います。

特に、例として挙げますと島根のほうなんです、水平展開という言葉を使っていらっしゃるわけです。従前の水平展開というのは、事業者のほうにやらせるという意味で、強制するという意味での水平展開だった。しかし、ここでの事項というのは緑の範疇であろうというふうに、緑以下であろうというふうに思います。したがって、それは検査制度の定義からいけば、事業者の是正プログラムによって改善すべきものであるということです。

それが、どのように実施されたかという面で、検査制度としてはグッドか、そうでないかというふうに評価をしたいというふうに思いますが、これは規制事務所の間では情報共有をしましたということなんです、この検査制度の趣旨にのっとって、そういう連絡を受けた規制事務所が何をやったかということまで評価をすると、必ずしも事業者が自主的

な努力をやっていくという観点からは適切ではないアクションが含まれているのではないかとこのように思います。私の直感点な印象は、グッドではなくてバッドにもなっている部分があるんじゃないかという気もいたしますので、この水平展開ということに関する考え方は、今後の検査制度をどのように改善していくかという点では、少し議論が必要だというふうに思います。コメントの部分と、どのようにしたらいいかということについては、ぜひ規制庁のほうでもお考えいただきたいと思いますし、御見解は多分あると思いますので、お聞かせいただければというふうに思います。

それから、事業者の取組の現状認識、課題のところ、42ページ及び43ページでお話がありました。

パフォーマンスのところに関しましては、これでいいのかなと思いますが、やはり検査制度の基本的な理念であるパフォーマンスベースでリスクインフォームドでというところを考えると、リスク情報をどのように活用していくかということにCAPであり、コンフィギュレーションマネジメント、構成管理というのが寄与するか、それからPRAモデルをどのように活用するか、こういう構成にしていきたいなというふうに思います。

個々の現場の活動、個々の方々の活動はCAPであり、コンフィギュレーションマネジメントであり、PRAモデルを活用していくと、個々に分断していればそうなんですが、リスク情報をどうやって全体として活用していくかという観点からは、CAP、コンフィギュレーションマネジメント、リスク情報の活用というふうに分けて説明をするのではないやり方のほうが望ましいなというふうに思います。これはコメントでございます。

私からは以上でございます。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

1点目の御指摘のグッドプラクティスは、我々として少し、新しい仕組みが始まったので、こういうことを検査官の行動としてやっていくといいよというようなものを拾い上げているということですが、御指摘のような視点もあると思いますので、今の段階で、どうします、私が言ってもいいんですけど、古金谷さんから少し。

○古金谷検査監督総括課長 古金谷でございます。

先生の御指摘、ごもっともだと思っています。軽微なものについて、あまり我々が手を出すなというところはあるかと思っています。

この事象でいうと、これは既にNUCIAにも登録されている情報でございますので、そういったこともありますので、当然のことながら事業者のほうでもそういった情報を自主的に入手して、恐らく所要の検討はされていたと思うんですけども、我々の中でも議論する中で、過去にもこういった事例があったりとか、そういうことを知っている検査官がいますので、そういう議論の中で、ちょっと我々からも注意喚起したほうがいいんじゃないかというところも、私自身も感じたものですから、我々としてあまり大きなリソースはかけていない形ではあるんですけども、検査官が少しこういったところはどうなのというふうなことで、事業者のほうも当然承知しているだろうとは思いますが、併せて



やらせていただいたというところでございます。

やはりオフィスを逆付けしていると、場合によっては減肉したりとか、重要な部分で配管の破断とか、そういうところにつながるおそれもあるかと思いましたが、結果的にはそんなに安全上影響の出るような事象は確認されていないというふうに、今認識しておりますけれども、そういうおそれもあるのかなというふうに思ったものですから、我々のほうからも少し事業者のほうにお声がけをしたというか、我々として問題意識を持っているよということを働きかけたというところでございます。

そこは、事業者の自主的な取組がなされているということであれば、我々が言おうが言うまいが、多分やっていたところなんだろうなというふうに思いますので、そこは現場をよく知っている事務所の検査官などとも連絡を取りながら、いや、うちはもうやっているから、多分言わなくていいですよというようなことであれば、あえて我々も関与せずに自主的な取組に任せていくということを考えていきたいなと思います。

御指摘ありがとうございます。

○関村教授 ありがとうございます。

その点、緑なのか、白なのかという議論をこれまできちんとやってきている、これをどうベースにして議論をしていったらいいか、あるいは規制庁全体として、問題意識があるのであれば、例えばNRCのように、例えばインフォメーションノーティスという形で、かなりオープンに議論を喚起する。いろんなやり方がまだあるのかなというふうに思います。ここについては、御検討をさらにしていただく必要があって、これがグッドプラクティスであるというふうに出されているということ自体には、一度再検討をされるべきだろうというふうに思います。

○金子長官官房審議官 御指摘の点は、これからまた事例を積み重ねる中でどの程度プラスの意味があったのか、マイナスの意味があったのかということについても、よく評価、確認をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

事業者向けのコメントもいただいておりますけれども、ATENAのほうからございますか。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

先生の御指摘、ありがとうございます。検査制度、今、我々の取組として上げておりますところで、縦割りのような御説明をさせていただきましたが、事業者といたしましても、これらが相互に関係しているということは十分認識をして、関係している状態で高めていくということが必要かなというふうには思っているところでございますが、残念ながら、まだ現状、そこまでの活動になり切れていないということで、一つ一つの要素をまず高めていっているというのが現状でございます。これからそれぞれの間のリンクをきちんと張って行って、最終的な発電所の安全性向上につなげていきたいということでございますので、今後、御説明の中でそのリンクがどのように張られてきているのかというようなことも踏まえた御説明ができるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○関村教授 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 それでは、ほかにいかがでしょうか。

先ほど申し上げたように、この説明の内容以外にも、それぞれの現場なり、施設で検査を受けた中でお気づきの点があればというようなことでも結構です。

うちのほうから、すみません、滝吉さんかな。

○滝吉企画調査官 すみません、専門検査部門の滝吉です。

事業者さんからいただいているペーパーで、少し、1点、具体的な検査運用について、改善要望の意見が出ていると思うので、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

それは、44ページの1番なんですけれども、許認可資料等の提出を依頼されというところについて、具体例とまでは言いませんけれども、もう少し状況を御説明いただけないでしょうか。

○金子長官官房審議官 ATENAのほうで、情報をお持ちですか、具体的に。お願いいたします。

○多田副長（ATENA） ATENAの多田です。

44ページのナンバー1のフリーアクセスのところに書いてあるものは、もう少し具体的に言いますと、あるチーム検査が行われる前に、事業者事前に検査準備のための資料が提出が依頼されました。その中で、全てではないんですけども、その検査プラントの検査に関係する設置許可や工認書類をまずデータで提出してくださいという依頼があって、現場からデータで提出をしました。実際に、現地に来られた際には、それを紙ベースで準備をしていたというようなことがありました。

電子データで提出に当たる前に、そもそもそれというのは、正式に規制庁さんにお出ししているものなので、本庁内で入手するというのも、まず検討いただけないかなというところが意見です。

以上です。

○滝吉企画調査官 専門検査部門の滝吉です。すみません、ありがとうございました。

今のお話だと、ちょっとまた読み取り方が違うかなと思っているんですけども、基本的に我々の検査活動では、皆さんの設備、現場で性能を発揮しているであろう設備が、どういう規制要求に対して十分なのかというのを確認するという、大きな目的があると思っています。その中で、文書を確認していくというのも検査の大事なポイントだと思っています。

ですので、許認可資料を検査中に発電所において確認をさせていただくということは、まあ、あることだとは思っているんですが、事前に東京に送ってくれということの是非については、つまりどういう具体的に文書をどこから入手するべきなのかというのは、少し検討の余地があるのかなというふうに思います。

ただ、これは現場で発電所の許認可資料を見せたくないとか、そういうことではないという理解でよろしいですね。

○多田副長（ATENA） ATENA、多田です。

そういったことではありません、もちろんお見せできますので。

○滝吉企画調査官 ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 今の点は、最も合理的な対応をすればいいということだと思えますので、チーム検査のやり方として、どのように準備をするかという点は、私どもの専門検査部門のほうで検討させていただきたいと思えます。

ほかはいかがでしょうか。じゃあ、古金谷さんから。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、検総課、古金谷でございますけれども、ちょっと今、山中さんからは御説明いただいた件で、引き続きいろいろちょっとこういった場でも、また紹介をしていただければと思うんですけれども、例えばパフォーマンスの監視・評価ということで、抽出された課題を踏まえて改善活動を行っていくという方向性は、多分おっしゃるとおりで、こういったことをどんどんやっていただきたいと思うんですけれども、具体的にどういう仕組みで各社はやっているのかとか、じゃあ例えばこういう流れの中で、具体的にこんな改善をしましたというような、何か具体的なアウトプットというんですか、そういうアウトカムというんですか、そういうものがちょっと、方向性はそうなんだろうけれども、じゃあ、本当に機能しているのかというときに、具体的にどんなことがこれでなされているのかというのが、ちょっと見えないなと思ったので、今日は全体の取組の御紹介ということかもしれませんけれども、ぜひ、こういう中でこういう成果が出てきているんですということも併せて御紹介していただければありがたいなと思いました。

それから、コンフィギュレーション管理のほうですけれども、これはDBDの作成に取り組むということで、引き続き取り組むということもおっしゃっているんですけれども、先ほどの我々の検討課題じゃないんですけど、スケジュール感というのがどうなのかなというところ、すみません、これもよく見ないところがあるので、これも各社のスケジュール感というのはそれぞれなのかもしれないんですけれども、ある程度こういうスケジュール感で、こういうところでやっていくんですというところについて、ぜひ御紹介していただけるとありがたいなと。

こういった図書が整備されると、我々は検査活動においても非常に、これを我々が見に行くことによって有益な情報が得られるということだろうと思っておりますので、そういう点でも各社の整備状況、それぞれ差異があると思えますけれども、ぜひどんなスケジュール感で、どういった作業スケジュールで進めているのかというのは、御紹介していただけるのであればありがたいなと思います。

それから、ちょっと質問なんですけれども、先ほどの関西電力さんのほうから、特にコメントがあった44ページ目の3番目の話なんですけれども、ちょっと具体的に何ができるのかというのは考えたいなと思うんですけれども、試運用でやっていたときの振り返り面談というのは、締めくくり会議の後、試運用して、制度自体どうなんですかねというよ

うなところで、検査結果も、これも仮の結果という形で結果を出して、試運用の中でのいろいろなコメントをいただいていたということで、締めくくり会議とは別の振り返り面談、試運用についての振り返り面談ということでやっていたものというふうに考えております。

ですから、そういう意味では、これは検査の一環ということではなくて、あくまでも試運用という制度をやる中でのインプットということをやっておりましたので、同じような振り返り面談的なものを行ったほうが良いという、そういう御提案ということなんですか。そこがちょっと分からなくて、現場、現場でこういうのを、やはり各事業者がこういうことを求めているということなのか、あるいは、まだ各事業者それぞれ差異があって、例えば個々の問題であったとしても、こういう意見交換会合をやる中で、当然規制事務所も含めて、本庁も含めて議論するというのはあると思うんですけども、具体的なスキームとしてどういうものをイメージしているのかというのを、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

○金子長官官房審議官 関西電力さんがよろしいでしょうか。お願いいたします。

○榎本マネジャー（関西電力） 関西電力の榎本でございます。

具体的なイメージですけれども、締めくくり会議において事業者意見を聴取するという運用をすることになっているルールがありますので、この我々の事業者意見を聴取した結果を公開するという透明性の高い検査制度にさせていただくほうが良いと我々も思っておりますので、具体的には、この締めくくり会議を行った結果、これを面談レベルでも結構ですけども、公表するというのをされたほうが良いのではないかとこのように思っております。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 了解しました。要は締めくくり会議を、要は議事録を公開する、そこで使用した資料も含めて公開するという、そういうことですね。

○榎本マネジャー（関西電力） はい。その認識でおります。

○古金谷検査監督総括課長 了解しました。ちょっとどういうやり方があるのかというのを考えたいと思います。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 それ以外、いかがでしょうか。

○山中部長（ATENA） すみません、ATENA、山中です。

○金子長官官房審議官 山中さん。

○山中部長（ATENA） 先ほど、古金谷課長からコメントをいただきました具体的な活動等々につきましては、また場を改めまして御紹介させていただく機会を設けていただければ、御紹介させていただきたいと思います。

あとは、CM（注：コンフィギュレーション管理）のDBDの作成云々という話でしたけれども、既に再稼働を果たして、現時点で運転、本格検査のほうに対応しているプラントにつきましては、30系統についてはDBDを作成していくということで、それらが作成されている状況だというふうに認識してございますが、それ以外のプラントにつきましては、順

次進めていくという状況であるというふうに認識しております。

これらにつきましても、具体的なスケジュールをお示しできるようなタイミングになりましたら、またお示しさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

○小坂企画調査官 専門検査部門の小坂ですが、よろしいでしょうか。

○金子長官官房審議官 はい。

○小坂企画調査官 先ほどATENAさんから御説明がありました42ページ、43ページの事業者の取組の実施状況ということなんですけれども、たしか43ページのリスク情報の活用と事業者検査の運用のところは、結構事業者間で議論をされているようにも聞いているんですけれども、これ以外の3項目については、ATENAさん主導で何か、情報共有とか、そういったことはやられていらっしゃるのでしょうか。

○金子長官官房審議官 ATENA、いかがでしょうか。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中でございます。

このCAP活動ですとか、コンフィギュレーション管理につきましては、このガイドライン作成していただいたのが、JANSIの場ということがございまして、そのJANSIの場で、各社情報共有をしているということになります。

また、パフォーマンス監視のほうの共通自主PIについてはATENAのほうで作成してございますので、こういったようなものについては、監視データが今、集まり始めているということは共有してございますが、具体的に監視・評価を、今どういう形の監視・評価をしているかといったところまでは、現時点で、まだ至っていないという状況ですので、これからデータがたまってくると、そういうことができようになるかというふうに考えてございます。

以上です。

○小坂企画調査官 専門検査部門の小坂です。どうもありがとうございます。

現場を回りますと、どの事業者さんも前向きにいろいろと努力させていただいているんですけれども、やはり非常に時間がかかったり、いろんな悩み事が多いようですので、そこはぜひATENAさん主導で、やはり効率的にできるようなことを考えていただければ、現場のほうも安全重視のほうの時間を、必要以上に取らなくてやっていけるのではないかなと思いますので、ぜひ御検討のほうをよろしくお願いいたします。

○金子長官官房審議官 ATENA、お願いします。

○多田副長（ATENA） すみません、ATENA、多田です。

今のちょっと山中の説明に補足しますけれども、CAP活動の改善については、先ほどJANSIでと言いましたが、ATENA大のワーキングでも各社のCAP活動について情報共有をしています。

それからPIについては、安全実績PIのほうはATENAでつくっております、共通自主PI

はJANSIさんのほうでつくっていただいています、それぞれのPIについても共有する場をそれぞれの会議体を設けて共有しております。順次、改善に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ぜひ、先ほどの話と同じですけれども、ATENAのほうで全体を見渡してどういうことが行われているのか、どういうところにいい取組、あるいはまだ足りないことがあるのかみたいなことも、今後の機会をつくって、また共有していただけたら、大変ありがたいと思います。

山中委員、お願いします。

○山中委員 今日、お忙しい中、有識者の先生方、あるいは事業者の皆さん、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ようやく4月から新しい検査制度、本格運用開始ということで、新型コロナウイルスの感染症への対応等がございまして、本当に4月から運用開始できるのかというのは、かなり危惧していたところがございますけれども、今日、規制庁、あるいは事業者のATENAのほうから報告がありましたように、いろんな制約のある中、順調にスタートをしているのではないかという感想を持ちました。

事業者の皆さん方もそうなんですけれども、規制庁も旧検査制度と新しい検査制度が並行して今進んでいる状況で、かなりロードとしては両者ともかかっている状況ではないかなというふうに思っております。

先生方からも幾つか貴重なコメントをいただきました。関村先生、勝田先生からは、新しい検査制度の基本理念が実現しているのかという、この点がやはり根本かなと私も思いますし、この点が一番大事なところで、今後検査に当たらないといけませんし、改善にも当たっていかないといけないかなというふうに思っております。

それから、また勝田先生からは、そもそも検査の目的って何なのという、そこもきちっと考えて今後改善のための指標をつくりなさいというコメントをいただきました。

関村先生からは、第三者とのコミュニケーション、あるいは事業者とのコミュニケーションを積極的に進めなさいということで、この点については、十分、規制庁、あるいは規制委員会も理解した上で、いろんな階層でのコミュニケーションというのをこれから進めてまいりたいというふうに思っております。

最後、ATENAから幾つか課題をいただいたんですが、伺っていますとフリーアクセス図書の問題、チーム検査での課題をちょっと上げていただいたんですけれども、あるいはコミュニケーションで重要度評価の結果に対することをクローズアップしていただいて、コミュニケーションを取っていただきたいということでコメントをいただいたんですが、加えて、現場での事業者と検査官の関係で、何か具体的な課題というのがございますでしょうか。よければ教えていただければと思うんですが。

○金子長官官房審議官 何かお気づきが、ATENAなり、関電なり、あるいは核燃施設の事業者の設置者の方でも結構ですけど、現場での検査官とのやり取り、あるいは意思疎通、認識共有みたいなものでお気づきがあれば頂戴できればと思いますけど、いかがでしょうか。

ATENA、手を挙げていただいていますかね。

○星川マネジャー（東京電力HD） 東京電力ホールディングスの星川です。

現場で、我々検査対応している中で、検査官と頻りにコミュニケーションを取っておりますが、特に最近新型コロナウイルスの関係で、現場に行くのもちょっといろいろ制限があると、そういった中で検査官と議論して、我々の相談に乗っていただいて、検査対応していただいているということで、今、コミュニケーションは非常によく取れていると思っています。

これは、やっぱり新検査制度がスタートして、検査官の側も、やっぱり理念を実現しようと努力されているんだなと思っていますので、我々もその理念の実現に向けて、これから引き続きそういった気持ちを持って、お互いにコミュニケーションを続けていけたらいいなと思っています。

以上です。

○金子長官官房審議官 東電さん、ありがとうございます。

ほかに、何かお気づきの点、お持ちの方いらっしゃいますか。

じゃあ、勝田先生、お願いいたします。

○勝田教授 説明ありがとうございます。もう簡単に2点あります。

1点については、もう既に関村先生が指摘されたことと同じなんですけど、僕もグッドプラクティスの事例については、一般論として今まで必要だとは思っていたんですが、今回、こういう事例を、具体的なものを見て、確かになかなか難しい問題だなということを理解しました。

もちろん、既に古金谷さん、金子さんから回答があったので、それを理解した上でのまたコメントなんですけど、やはりこれから考えていく上で気をつけないといけないのは、これが間違ったメッセージになり得るということだと思います。検査官にとってはグッドプラクティスなんですけど、それは事業者にとってバッドプラクティスというのが、別にそれは聞けるわけではないので、そういうふうにグッドプラクティスというものの掲示の仕方を気をつけないと、ちょっと間違った感じになってしまうというおそれを感じました。

ただし、これはやはり重要なことなので、間違いを恐れず、既に金子さんが言われたように、実績を踏んでいくことになるのだろうなというふうに気がしています。

2点目は、全く違う話で、ちょっと全体の会議のやり方を見て思ったんですが、やはり、もちろん事業者にとっては難しいことだと思うんですが、なかなか思いついた発言というかな、重要かどうか分からないけど、ちょっと今考えた、あるいは本当に対話のための議論というのがなかなかやりづらいような印象をしています。

なかなか発言も何か出しづらいうような雰囲気も感じますし、かといって言うことがないのかと思ったら、いろんところで対話の場を設けてほしいとか、そういうことはおっしゃいますし、なので、これをどう考えればいいのかというのは、すごい、ちょっと今日答えがあるわけではないんですが、今日の話を見ながら感じたところです。

特に、振り返りでしたかね、その会議での議事録を公表してほしいというふうにとちょっと理解したんですが、そういうのは重要だけど、こういう場ではあまり発言がしたくないのかという印象も感じましたし、うがった見方をすると、やはりATENAというものがあるので、ATENAがしゃべらないうちはちょっとあまり違う踏み外したことはしゃべりづらいうのかなという気もしたし、一方、核燃料サイクルについては、そういうのが、代表というのがあまりないので発言しづらいうのかなと思いましたし、何か答えがあるわけではないんですが、せっかくやっぱりこういう場があるので、何とかしてコミュニケーションというのはやっていかないといけないのかなというふうにとちょっと思いました。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

触発されたかどうかは分かりませんが、NFIの熊取、お願いいたします。

○黒石グループ長（原子燃料工業） 原燃工、熊取、黒石と申します。よろしくお願いいたします。

確かに発言しづらいうというのは実際ありまして、こういう場では制度仕組みの全体を議論している中で、我々事業者、特にウラン加工の自社のことしか分からない、事例を発言に値するのかどうかという、そういう迷いで、言いたいことはあるんだけど言いにくいというのが実際のところです。

一つ、事例として気づいているところ、この制度が始まるまでに現地の方、我々も準備をそれなりにやって、手探りで始めたところではありますけれども、意外とスムーズにあって、私のような中間管理職のような者ではなくて現場、まさに現場で対応している中で、思ったよりもスムーズに対応できたのではないかと、あるいは現地検査官の方、我々、共に居心地の悪さがあるんじゃないかと心配していたんですが、意外となかったんじゃないかというふうに感じております。それは、まさに自社のことしか分からないので、制度の仕組みに寄与できるような意見が出せているのかというふうな、そこの迷いです。

一方で、気がついたことを申させていただきますと、様々な第1四半期の報告書、たくさん公表されております。その中のフォーマットは決まってはいるんですけども、記載ぶり、どのようなものが掲載されているのかという情報については、報告書ごとにかなりまちまちな状況になっておまして、それも申し訳ないですが、全てを我々俯瞰して見られているわけではなくて、幾つか見て、随分ばらついているなというふうに思ったところなんです。それがいいのか、悪いのかは、ちょっと申し上げられるほどの見解はございません、答えはないんですけども、そういうまちまち感というのは居心地の悪さに、またつながっていくのかなというふうにも思いますので、また御検討いただいて議論させ



ていただくということはあるのかなと思っております。

以上です。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

司会の水の向け方が悪いのかもしれませんが、現場の声は現場の声で、こういう場で皆さんと共有していきながら、議論を進めるというのがとても大事ですし、ある意味、大所高所からのコメントみたいなものは有識者の先生方もいらっしゃいますから、そういう方にある意味お任せをしてもいいのかもしれませんが、ぜひ、被規制者の方なり、ATENAの方々は、もう現場はこうなっているからこういうところがうまくいかないよとかということを含み隠さずというか、歯に衣着せずにおっしゃっていただけたらと思います。

規制庁側も、できるだけそのようにして行きたいと思っておりますけれども、そういうことも含めて、何か、あと少し時間も迫ってまいりましたが、お気づきの点など、もしあればいただければと思います。

関村先生、お願いいたします。

○関村教授 ありがとうございます。

今の金子審議官がおっしゃった趣旨に加えてなんですが、やっぱり公開でいろんなステークホルダーの方が集まって、ここで議論をしているということの意義をもう一回ちょっと考え直す必要もあるかなと思いますし、そういう意味では、いろんなレベルでの議論を深めていただくという方針であると、今おっしゃっていただきましたので、それは非常に結構かなと思います。

例えば今回の事例の中で、規制委員会に報告のあった資料の中で、保安規定に違反しているということを明示して書かれているのが残っているわけですね。もちろん保安規定があって、それに対してそれとは違う状況であるということは確かなんですが、検査制度の中では、昔の4区分のやり方は、これはもうなくなっておりますので、それと違った形で検査制度が進んでいて、緑の評価があったのであれば、事業者自身が改善していくということも、例えばマスコミの方々にもちゃんと伝えていかなくちゃいけないと思うんです。

こういうところに対する課題というのを、これからも検討をしていただければと思いますし、ここが規制側と事業者側の現場の意見に加えて、そういうことまで考えなくちゃいけないんだとすれば、少しここでの検討の構造というのも考えていただく点がほかにもあるかなというふうに考えています。

以上でございます。

○金子長官官房審議官 関村先生、ありがとうございます。

今の御指摘の点は、実は私から皆さんにもちょっと聞いてみたいなと思っていたところがあって、今日29ページ以降に私どもの検査の状況、報告でおつけしていますけれども、こういう情報で皆さんが正確にというか、うまく中身が伝わっているのかとか、こういうところはこういうふうに表現しないと分からないんじゃないかとか、今日は見ていただいたばかりなので、また次回なりということで結構だと思うのですが、そういう点に

ついてもぜひまた御意見などいただければといいかなというふうに思っております。

少なくとも、もし四半期に一度ですと、次のときにもまた半年を踏まえた実施状況というのを御報告させていただくようになると思いますので、その前にもし何かお気づきがあれば、事務局のほうにメールでも何でも頂戴できれば、大変ありがたいというふうに思っております。

すみません、時間が多少過ぎてしまいましたですけども、資料4-3は少しATENAのほうから簡単に御紹介いただいてもよろしいでしょうか。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中です。時間もあれなので、簡単に御説明をさせていただきます。

先ほどもちょっとお話ししましたけれども、事業者検査に関する運用ガイドラインというものをATENAでつくってございます。これは、資料の第1パラグラフに書かせていただいておりますとおり、これまでの使用前検査とか、施設定期検査がなくなって、事業者がやる使用前事業者検査及び定期事業者検査にまとめられているということで、このためのガイドを事業者としてつくらなければならないということをつくってまいったものでございます。

これの中身につきましては、この検査制度見直しに関して、これまで様々なレベルで議論させていただいたものを、最終的にこの事業者検査用に取りまとめたものという内容でございまして、資料のちょうど真ん中辺りにアドレス、http云々と書かせていただいておりますが、このATENAのホームページで公開してございますので、もし御関心のあられる方がいらっしゃいましたら、こちらからダウンロードして、見ていただければと思っております。

概要でございしますが、事業者検査に関するところで、まずプラント建設から運転中で、設備に関する保全取替について、使用前の事業者検査及び定期事業者検査の要否を判定するための選定方針が、まず記載されております。

二つ目としましては、使用前事業者検査の溶接及び燃料体検査の部分及び定期事業者検査の検査内容で判定基準について記載してございます。

三つ目、使用前事業者検査及び定期事業者検査における信頼性確保の部分、これについてどのようにやるかということに記載してございまして、これらを今後事業者で運用していくということでございます。

具体的には、別紙のほうで、スライドを書かせていただいておりますが、ちょっとこれを説明していると大分長くなってしまいますので、説明の中身は割愛をさせていただきますけれども、内容を見ていただきますと、こんなことを事業者はやっているんだといったところを御理解いただけるのではないかと考えてございます。

また、規制庁さんにおかれましては、中身をチェックしていただきたいということではないんですけども、これ、先ほども御説明いたしましたとおり、これまでの共通理解、これまでの議論を踏まえての共通理解を文書という、ガイドラインという形でまとめてき

たものでございますので、もしその共通理解と違っているみたいなどころがあるようでしたら、御指摘いただきますと、この次、これからの改善に反映していきたいと思っておりますので、もしよろしければそういう目で一度見ていただければと思っております。

すみません、ATENAから以上です。

○金子長官官房審議官 すみません、ちょっと時間の制約の中で御説明いただいて、ありがとうございます。

恐らく、今、山中さんからお話あったように、専門検査部門から少し確認をしたことがあるようですので、お願いします。

○村尾企画調査官 専門検査の村尾です。

ATENAさんの資料の中で、全体の51ページ目です。事業者検査の対象選定の考え方というものがございます。その丸の二つ目の、また書きのところですけども、設備が有する機能を維持若しくは回復する作業、これについては、定期事業者検査の対象選定方針に従って、検査要否を判断するというふうに書かれております。

一方、その実用炉の規則第56条に定期事業者検査の方法が記載されておりますけども、その中では56条第1項第1号で、解放、分解、非破壊で行うような検査の方法、それから第2号の中には機能、それから作動状況の確認する方法、そして56条の第2項には一定の期間、技術基準を維持していることを判断する方法というような規定がございますけども、ここにはその機能維持というところしか書いていないですけども、その辺の整理の仕方について、御説明していただきたい。それが、まず1点。

2点目、よろしいですか。続けて……

○金子長官官房審議官 はい、続けていただいて、ちょっと多分、細かい内容になりそうなので、ここでというよりも、後でやったほうがいいかなという気がしてきたんですけど、駄目ですか。

○村尾企画調査官 結構です。じゃあ、後でその辺を。

○金子長官官房審議官 そのような、多分、法令等の関係で、どういうふうに対応、対応というのかな、うまくカバレッジが合っているのかみたいなことの確認だと思いますので、そこは別途ATENAとお話しさせていただくような形でよろしいでしょうか、ATENAさん。

○山中部長（ATENA） ATENA、山中です。

面談でも、メールでの確認でも結構ですので、ぜひ意見交換させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

それでは、ちょっとそれは、規制庁側とATENAで少し対話をさせていただくような形にしたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、予定していた議事は以上でございますけれども、今後の進め方とか、ちょっとこれはいつおきたいとかということが皆様方から何かあればお聞きをしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日の意見交換会合、以上にさせていただいて、途中で議論にありましたように、次回また今日いただいた御意見を踏まえて、我々から御提示をさせていただくものや、それとスケジュール感をお示しするとか、幾つか見えてきている作業もございますので、また皆さんとそういうものを素材にして議論を進めていきたいというふうに思います。

また、今後の進め方とか、こういうものをまた追加で取り扱うべきだというようなことについても、継続的に御意見をいただければと思いますので、その辺についてもよろしくお願いいたします。

今日は、皆さん、効率的な運営に御協力いただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で意見交換会合を終了いたします。